

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月30日
【会社名】	高砂鐵工株式会社
【英訳名】	TAKASAGO TEKKO K.K.,
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大植 啓一
【本店の所在の場所】	東京都板橋区新河岸一丁目1番1号
【電話番号】	03(5399)8111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 畑田 正樹
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区新河岸一丁目1番1号
【電話番号】	03(5399)8111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 畑田 正樹
【縦覧に供する場所】	高砂鐵工株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目13番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月23日開催の当社第145期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に併合するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

平成29年10月1日を効力発生日として、第6条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて120,320,000株から、12,032,000株に変更するものであります。

平成29年10月1日を効力発生日として、第8条に規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

第6条及び第8条の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

大植啓一、畑田正樹、城石 稔、横谷龍裕の4氏を監査等委員でない取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

新谷 清氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

辰口教彦、沢津橋亨の両氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	21,651	185	-	（注1）	可決（96.02）
第2号議案	21,687	149	-	（注1）	可決（96.09）
第3号議案					
大植 啓一	21,726	110	-	（注2）	可決（96.35）
畑田 正樹	21,644	192	-	（注2）	可決（95.99）
城石 稔	21,726	110	-	（注2）	可決（96.35）
横谷 龍裕	21,721	115	-	（注2）	可決（96.33）
第4号議案	21,669	167	-	（注2）	可決（96.10）
第5号議案					
辰口 教彦	21,659	177	-	（注2）	可決（96.06）
沢津橋 亨	21,662	174	-	（注2）	可決（96.07）

（注1）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

（注2）議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上